平成２６年（フ）第２８４号
静岡県三島市川原ケ谷89番地の２
債務者　鈴木　哲司
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　欣一
4　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月30日午後４時
6　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２８５号
静岡県三島市川原ケ谷89番地の２
債務者　鈴木　絹代
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　欣一
4　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月30日午後４時
6　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２８６号
静岡県駿東郡清水町八幡221番地の１　フォンテーヌミヤビ305号
債務者　鈴木　慎二
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　欣一
4　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月30日午後４時
6　免責意見申述期間　平成27年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３７８号
静岡県浜松市南区四本松町331番地
債務者　大石　康夫
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉田　智樹
4　破産債権の届出期間　平成26年12月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
広島県福山市引野町北２丁目16番16号
債務者　藤井こずえ
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　正人
4　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２０７号
茨城県古河市諸川1393番地８　レオパレス松原210号室
債務者　中村　　卓
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐津　悠輔
4　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第３３号
鳥取県倉吉市福守町532番地２
債務者　池田　浩憲
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　周平
4　破産債権の届出期間　平成26年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第７９６号
広島市安芸区中野３丁目48番５号
債務者　中野海産こと　中野　兼行
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青谷　智晃
4　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月13日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４１３号
兵庫県姫路市御国野町深志野1224―６、住民票上の住所兵庫県姫路市豊富町御蔭3353番地11
債務者　清水　清彦
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　破産債権の届出期間　平成26年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８号
鳥取県八頭郡若桜町大字若桜1229番地４
債務者　岡本　大助
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　耕平
4　破産債権の届出期間　平成26年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１３号
沖縄県那覇市西３丁目９番１―602号　県営三重城市街地住宅
債務者　石川　勝伸
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　保田盛清士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３４号
香川県観音寺市大野原町大野原3555番地２
債務者　大平明日香（旧姓佐長）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　節代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月27日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第４９号
兵庫県豊岡市出石町宮内153番地の４、事業所の所在地兵庫県豊岡市三宅402―１
債務者　花いかだこと　青田　茂男
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅村　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月10日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１７１４号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目31番23号　サトミハイツ２―１
債務者　大山　光基
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋場　一敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月15日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部